

令和4年度集団指導 都の指導監査について

東京都福祉保健局指導監査部指導第一課

指導及び監査の目的

- ▶ 法令等で定める最低基準及び指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導、是正の措置を講ずることにより、サービス内容の質の確保及び介護給付費等の支給の適正化を図り、都における障害者(児)福祉の増進に寄与することを目的としています。

指導について ～指導の方針～

- ▶ 基準等に定めるサービス内容（人員、設備、運営）及び介護給付費等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施しています。

指導形態及び実施方法

ア 集団指導

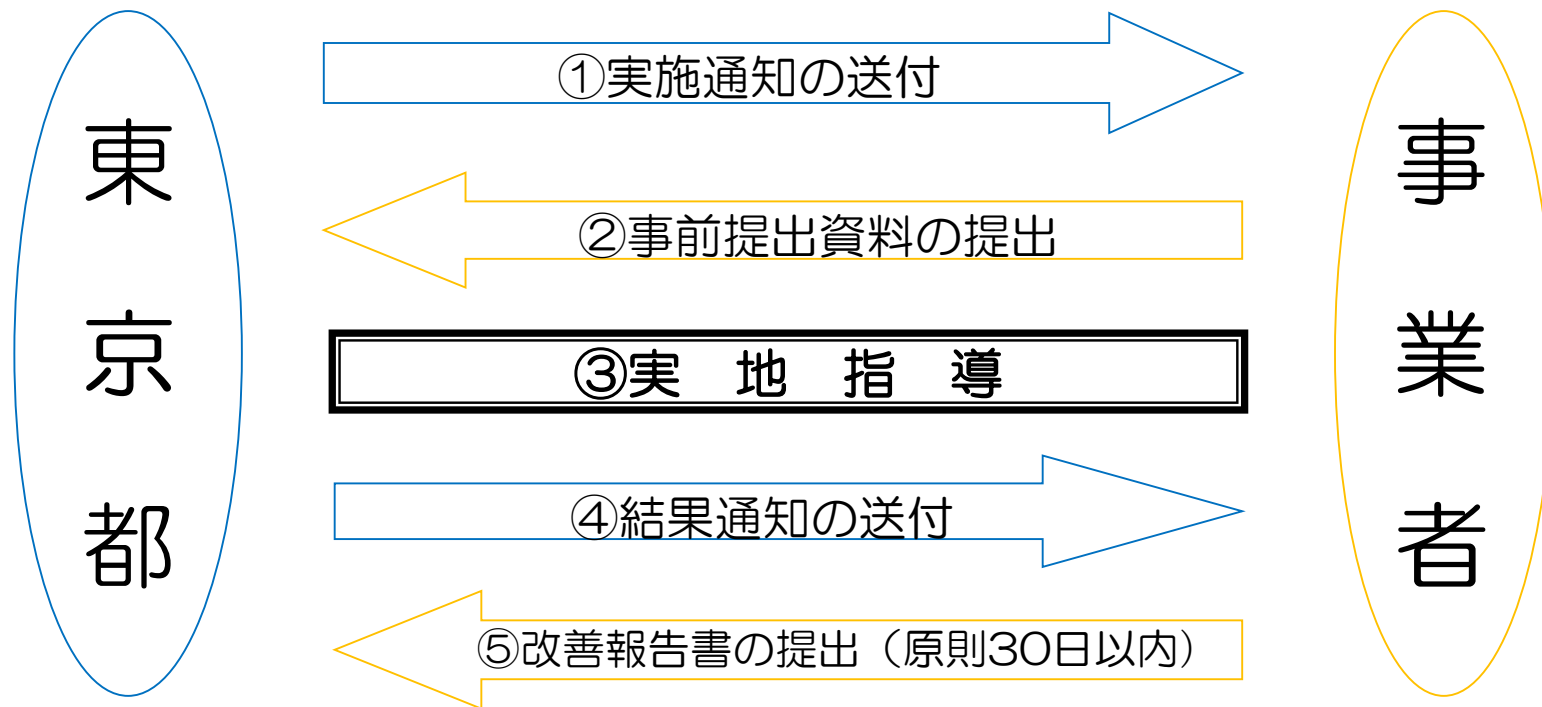
一定の場所に集める講習等の方式

イ 実地指導

事業所において、関係書類を閲覧及び関係者からの面談方式

- ▶ 改善を要すると認められた事項については、後日、文書により通知します。
- ▶ 文書により改善を指摘した場合は、原則として結果通知後30日以内に改善報告書の提出を求めます。

実地指導の流れ



<事前提出資料>

名簿兼勤務表、運営規程、重要事項説明書、事業所パンフレット、利用契約書等

※当日準備していただく書類もあります。

実地指導後の措置

- ▶ 改善が不十分な場合は、必要に応じて再度実地指導等を行います。
- ▶ 監査の選定基準（※）に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行います。
- ▶ サービス内容又は介護給付費等の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、自主返還等を行うよう指導します。
- ▶ 文書指摘事項及び改善状況については、原則として東京都福祉保健局のホームページに掲載し、都民に広く情報を提供します。

※監査の選定基準

- 1 サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 2 介護給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 3 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- 4 度重なる実地指導によってもサービス内容又は介護給付費等の請求に改善がみられないとき。
- 5 正当な理由が無く、実地指導を拒否したとき。

監査について

(1) 監査の方針

サービス内容が不当である場合、介護給付費等の請求に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ的確な措置を取ることを主眼に行います。

(2) 監査の実施方法

▶ 監査は、次の方法で行います。

- ①事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出・提示を命じる。
- ②出頭を求めて関係者に質問する。
- ③事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

監査後の措置①

ア 行政上の措置

- ① **勧告** (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)
第49条第1項、第3項)

従業員の知識や技能、人員について基準に適合していない場合や、設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業を運営していないと認められる場合には、当該事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告します。

これに従わなかったときは、その旨を公表する場合があります。

- ② **命令** (法第49条第4項)

勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置を取らなかったときは、期限を定めてその勧告に係る措置を取るべきことを命じます。

- ③ **取消し等処分** (法第50条第1項)

事業者が指定の取消し等処分に該当すると認められる場合には、聴聞・弁明の機会を付与した上で、指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止します。

監査後の措置②

イ 経済上の措置（法第8条第2項）

偽りその他不正の行為により介護給付費等を受けた場合、区市町村は、支払った額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができます。

ウ 行政上の措置の公表等（法第49条第5項、第51条）

命令又は取消し処分を行ったときは、その旨を公示します。

指定障害福祉サービス事業者の責務

- ▶ 法第42条は、指定障害福祉サービス事業者の責務が規定されています。同条第3項に違反したと認められるときは、都知事はその指定を取り消すことができます。

第42条（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。
- 3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

指定障害福祉サービスの事業の基準

第43条（指定障害福祉サービスの事業の基準）

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

二 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

三 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

指定障害福祉サービス事業者の責務

- ▶ 指定障害福祉サービス事業者は、下記の条例、規則及び基準等に従い、サービスを提供しなければなりません。

- ① 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

(平成24年12月13日東京都条例第155号)

※条文については、以下の東京都例規集データベースを参照してください。

(<https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView>)

- ② 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(平成24年12月21日東京都規則第175号)

※条文については、以下の東京都例規集データベースを参照してください。

(<https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView>)

- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

都の指導監査について

終わり

ご視聴ありがとうございました。

【参考】①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

第八条（不正利得の徴収）

市町村(政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(以下この項において「事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

【参考】②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

第十一条(厚生労働大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等)

厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付に係る障害者等若しくは障害児の保護者又はこれらの者であった者に対し、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。
- 3 第九条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

【参考】③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

第四十八条（報告等）

都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 前二項の規定は、指定障害者支援施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【参考】④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

(勧告、命令等)

第四十九条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 当該指定に係るサービス事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。
- 二 第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。
- 三 第四十三条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号(のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。)に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 指定障害者支援施設等の従業員の知識若しくは技能又は人員について第四十四条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。
- 二 第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。
- 三 第四十四条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 市町村は、介護給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費の支給に係る指定障害福祉サービス等を行った指定事業者等について、第一項各号又は第二項各号(のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。)に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所又は施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

【参考】⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。
 - 三 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
 - 四 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
 - 五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。
 - 六 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
 - 十二 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 市町村は、自立支援給付に係る指定障害福祉サービスを行った指定障害福祉サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 前二項の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【参考】⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

(公示)

第五十一条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定をしたとき。
- 二 第四十六条第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。
- 三 第四十七条の規定による指定障害者支援施設の指定の辞退があったとき。
- 四 前条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第七十六条の三第六項の規定により指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消したとき。